

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年8月11日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は皆様ご多用の中、農業委員会総会に多くの方が出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、長い梅雨がようやくあけまして、暑さも本番になってまいりました。委員の皆様には、コロナ対策をしながらではありますが、体調管理に十分ご注意くださいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や、農地利用集積計画などが主な議題となっております。総会の審議がスムーズにいけますよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、13番の西川秀文委員と14番の木下三智也委員を、書記に、事務局の安永賢司主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画までの6件でございます。どうかよろしくお願いいたします。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、41件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。交換後、申請地にはどちらも水稻を作付されます。

3番は、農地所有的確法人設立のため使用権貸借権を設定する申請です。農地所有的確法人の1法人形態要件、2事業要件、3構成員、議決権要件、4役員要件の4つの要件を満たしているのをご確認しております。また、農地法第6条第1項の規定により、毎年事業の状況等を農業委員会に報告されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番から3番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜、水稻を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、4番、5番について地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況の報告をいたします。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

7番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカン及び梅を栽培されている農家で、申請地にはミカン及び梅を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果

でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番から8番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

9番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

11番は、孫へ貸与のための使用貸借権設定の申請です。借人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

12番は、孫へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

13番と14番は関連です、13番は子へ贈与のための所有権移転、14番は孫へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番から14番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

15番、16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張のための賃貸借権による権利設定の申請です。借人は水稲及びキクラゲを作付されている兼業農家で、申請地にはキクラゲを作付される計画です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲及びナスを作付されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、15番から16番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

22番 福原幸一委員

22番委員、福原です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、孫へ貸与による使用貸借権の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲及び露地野菜を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、17番について地元より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、孫へ贈与する所有権移転の申請です。譲受人は水稻、飼料作物を作付されており、許可後は水稻、飼料作物を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、18番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、19番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

19番について、地区委員会での協議状況について報告いたします。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は養豚業の傍ら、水稻・露地野菜を作付される専業農家で、許可後はカボスを作付される予定です。

以上1件、先の地区委員会において協議し、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、19番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、20番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

20番から41番についての地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、経営拡張のための賃借権設定の申請であります。借受人はトマト、キュウリを生産する専業農家で、許可後もトマト、キュウリを作付される予定であります。

21番と22番は関連です。経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人はナスを生産する専業農家で、許可後もナスを作付される予定であります。

23番は、子へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を生産する専業農家で、許可後も水稻、露地野菜を作付する予定であります。

24番と25番は関連で、経営拡張のため使用貸借権及び賃借権設定の申請であります。借受人は水稻、アスパラガスを生産する専業農家で、許可後は柿を作付される予定であります。

26番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を営む傍ら、水稻、飼料作物を生産する専業農家で、許可後は飼料作物を作付される予定であります。

27番と28番は関連で、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は水稻、露地野菜を生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付する予定であります。

29番は、子へ貸付けするための使用貸借権設定の申請です。借受人は水稻、スイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後もスイカ、メロンを作付する予定であります。

30番から36番は関連で、法人による経営拡張のため賃借権設定の申請です。借受人はダイコンを生産される法人で、許可後もダイコンを作付される予定であります。

37番は、従弟の子へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、メロンを生産する専業農家で、許可後はメロンを作付する予定であります。

38番と39番は関連で、経営拡張のため使用貸借権設定の申請です。借受人は栗、水稻を作付される専業農家で、許可後は栗を作付される予定であります。

40番は、農地所有適格法人による経営拡張のため、所有権移転の

申請です。譲受人は養豚業を営む傍ら、飼料作物、アスパラガスを生産する法人で、許可後は飼料作物を作付される予定であります。

41番は、耕作の便宜上交換するため所有権移転の申請で、交換により、お互いの通路距離が短くなるということで申請されたものです。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定であります。

なお、交換される一方の農地は山鹿市にあり、同時に山鹿市農業委員会に申請中であります。

以上、22件につきまして、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、20番から41番まで地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願、耕作目的2件でございます。地元よりの報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

1番、2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

熊本地方裁判所において、競売に付される北区植木町轟の農地の入札参加に必要な競売買受適格証明願2件です。入札期間は令和2年9月15日から令和2年9月23日までとなっております。願ひ出人のお二人には、先日の地区委員会へご出席をいただき、聞き取り調査を行っております。1番の願ひ出人は、現在、栗やブドウのほか、ピーマンを生産される専業農家で、取得後は栗やブドウを作付される計画です。

2番の願ひ出人は、現在、肥育牛の飼育のほか、水稻、飼料作物を作付される専業農家で、取得後は飼料作物を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において、農地法第3条の規定に照らし検討した結果、同条第2項各号のいずれにも該当しておらず、競売

買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番と2番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり適格者であると決定いたします。

　　なお、願ひ出人が最高価格買受申出人になった場合は、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいか、お諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請7件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

　　それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、共同住宅及び通路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積1,328㎡に共同住宅、木造2階建て3棟及び普通車両17台分の駐車場、通路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和3年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

2番は、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地近隣の駐車スペースが不足することにより、転用面積188㎡に普通車両5台分の駐車場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

なお、申請地は既に貸し駐車場として使用されていますが、無許可で使用していたことに対し、深く反省する旨の始末書の添付が出されております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元より報告がございましたが、この件についての何かご意見、質問等ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番、4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番、4番は、関連性のある計画で、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、それぞれ10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画はそれぞれに駐車場を整備し、主に近隣の流通団地で運輸事業を展開している法人に貸し出す計画です。合わせて、20トントレーラー3台及び10トントラック5台、2トントラック12台、従業員用車両15台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和3年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟及び農業用資材置場、農業用車両駐車場を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。ただし、許可を得ないで土地の一部を農業用資材置場として利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。工事計画は令和3年2月28日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、5番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、6番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

6番と7番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、個人による植林のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地661㎡にクヌギ約60本を植栽する計画で、転用面積としては妥当な面積と判断いたします。事業計画書、資金証明書などの添付書類も揃っております。また、周囲は全てクヌギ林であり、周辺の農地への影響もないものと思われま。工期は許可日から令和2年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、個人による貸し資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断いたします。土地利用計画は、主に橋梁工事を請け負う土木業者への貸付けを予定しており、敷鉄板、鋼材、足場などの資材置場のほか、大型トレーラーによる荷物の積み下ろしを行うため、その搬出通路及び転回スペースを確保する計画であり、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書などの添付書類も揃っており、転用による周辺農地への影響などもないものと思われま。工期は許可日から令和2年10月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会において、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしているものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番から7番について地元よりの報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請が

2 2 件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1 番、お願いします。

5 番 眞鍋宣孝委員

5 番委員、眞鍋です。

1 番と2 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、不動産の売買等を営む法人が所有権移転し、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、5 0 0 m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅3棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地への営農上支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査の回答書が添付されております。

2 番は、所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当いたします。代替性検討については、事業計画等に記載されております。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、周辺農地への営農上支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1 番から2 番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番から5番は関連で、不動産等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,246.69㎡のうち転用面積2,061㎡に建売住宅、木造2階建て9棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積377㎡に個人住宅、木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和3年12月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

7番から11番は関連で、不動産等を営む法人が所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,661.82㎡のうち転用面積1,549.13㎡に建売住宅、木造2階建て6棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断され

ます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

12番、13番は関連で、父及び祖母との使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積488.84㎡に個人住宅木造平家建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上11件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番から13番まで地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番と15番は関連で、孫夫婦への使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積241㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建設される計画で、転用面積としては妥当なものと思

われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、令和2年12月28日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

16番は、所有権移転による貸し資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、かつ譲受人はその集落に居住され、業務の上で自身が所属する法人への貸し資材置場として転用されるものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地周辺で浄水場工事を行っている法人へ資材置場として貸し出す転用です。転用面積414㎡に砂利、砂、パイプ資材置場として利用する計画で、妥当な計画と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除等も問題ありません。工事計画は令和2年10月30日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、14番から16番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

17番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

17番は、不動産の売買を営む法人が、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て6棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、

隣接農地への被害防除とも問題ありません。また開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、17番について地元委員の報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

18番について、地区委員会で協議状況について報告いたします。

個人による貸し駐車場及び貸し資材置場へ転用するための所有権移転の申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、自動車専用道路の出入口から300m以内に位置することから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接事業所への貸し駐車場15台分及び貸し資材置場として利用するもので、転用面積としては妥当な面積と判断いたします。工事費、土地取得費など、必要な資金については添付の残高証明書により確認しております。また、事業に伴う土砂の流出や崩壊、転用後における周辺農地への被害も発生しないものと思われま。工期は、許可日から令和3年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会におきまして、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしているとの協議結果がございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、18番について地元よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、19番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

19番から22番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、農家住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。農地区区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造スレート2階建て農家住宅1棟、建築面積66.24㎡で、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、排水同意など、必要な書類は添付されております。また、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼすおそれもないものと思われます。工事期間は、許可日から令和3年2月末日までで、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。農地区区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造平家建て個人住宅1棟、建築面積125.87㎡で、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、排水同意など必要な書類は添付されております。また、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼすおそれもないものと思われます。工事期間は、許可日から令和2年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、開発行為の事前回答済みです。

21番は、太陽光発電システムの製造販売などを営む法人が、申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1,138㎡に太陽光発電パネル240枚、発電容量104.4kwで転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせなどの添付書類も揃っております。また、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼすおそ

れもないものと思われま。工期は、許可後、令和3年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積120.90㎡で、転用面積としては妥当と判断いたします。事業計画書、資金証明書、排水同意など必要な書類は添付されております。また、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼすおそれもないものと思われま。工期、許可日から令和2年12月31日までを予定されおり、許可後、速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要ですが、開発行為の事前回答済みです。

以上4件、先の地区委員会において、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしているものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

- 議 長 ただいま、19番から22番まで地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5号）についてご説明いたします。初めに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から31ページの20番までの合計20件で、1番から17番までの17件が公社からの売渡し、18番から19番までの2件が公社による買取り、20番が相対による売買です。面積は20件合わせまして、田4万5,198.95㎡、畑1万1,827㎡の合計5万7,025.95㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。次に、利用権設定の新規設定分です。明細31ページの21番から48ページの64番までの合計44件で、契約期間別では、6年未満

が26件、10年以上が18件で、面積は44件合わせまして、田7万8,103㎡、畑10万893㎡の、合計17万8,996㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、施設野菜、露地野菜、果樹、花卉、その他です。

次に、再設定分です。明細49ページの65番から50ページの69番までの合計5件で、契約期間別では、6年未満が5件で、面積は5件合わせまして田1万2,407㎡の合計1万2,407㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲、畑作物です。

続きまして、第6号議案です。

51ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細52ページの1番から57ページの24番までで、契約期間別では、6年未満が16件、10年以上が8件で、面積は24件合わせまして、田2万8,917㎡、畑2万8,188㎡の、合計5万7,105㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から8番までの合計181件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 次に、次第、その他でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 まず、資料の方なのですが、1枚紙の令和2年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会の延期についてということで、1枚紙の資料をつけております。そちらをご覧いただきたいと思っております。

さきにご案内いたしておりますとおり、今月の28日の金曜日に、県は県立劇場のほうで農地利用最適化推進員のブロック別研修会を開催を予定されておりましたが、農業会議のほうから先日、研修会について本県の新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、延期をいたしますということで、こちらの方の通知がありました。

延期後の対応については、こちらの1のところに書いてありますが、年度内の開催に向けて延期をされるということで、延期後の研修会、再度開催できなかった場合は中止をされるということですので、よろしくをお願いいたします。

続いて、2点目になります。資料の方で左上にホチキス止めをしております2枚ものの資料になります。令和2年7月の豪雨災害義援金の募集についてということでタイトルになっております。こちらのほうが県の農業会議と県の認定農業者連絡会議の方から連名で募集の通知が来ております。令和2年7月の豪雨災害の義援金ということで、3番のところ対象者ということで(1)に農業委員さんと農地利用最適化推進委員さん並びに事務局職員等ということで、4番の実施方法のところ(1)で1口1,000円、1人1口以上を目標にということで募集がっております。先ほどの役員会の方で役員さんにお諮りをいたしまして、一応参考で2枚目につけておりますけれども、委員さんと推進委員さんの方で毎年会費を3,000円徴収させていただいて、親睦会というところで口座があります。こちらの方から委員さん方72名分のお1人1,000円ということで支出をさせていただくというところでご承認をいただきましたので、そういう形で行いたいと思っております。

一応、以上、報告になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問等はございませんか。

事務局 すみません。もう一つあります。

農地パトロールの実施についてでございます。農地パトロール実施

については今年も実施いたしますので、ご報告が遅くなりましたけれども、日程等を調整の上、実施していただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

 なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては会議規則18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

 よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
 これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時4分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年8月11日

会 長 森 日出輝

署名委員 西川 秀文

署名委員 木下 三智也

書 記 安永 賢司